

I. 結果概要

6月4日から8日にかけて、官民合同ミッションが中国の知的財産関連12機関を訪問した。結果概要は、以下の通り。

1. 総論

- 中国の各機関は事前に十分に準備して対応し、和やかな雰囲気の下、双方熱意のある建設的な議論が行われた。
- これまでの訪中団派遣において日本側が要請してきた事項に関して、その要請内容に沿った法令改正や運用が開始されている事項も出てきており、残る課題についても引き続き前向きに検討する旨の回答があった。
- 「知的財産権通報センター」の6月末までの先行設置など、中国側の前向きな取組の進捗状況を確認。
- 宮本在中国日本大使主催の晩餐会が開催され、今回訪問した11機関の責任者及び中国国際貿易促進委員会の幹部ら30名と懇談。昼の公式な会議とは違う雰囲気で、率直な意見交換を実施。

2. 各論

(1) 協力

昨年の官民合同ミッションの合意に基づき実施してきた以下の4つの協力事項に対し、中国側から高い評価。2006年度も継続して実施することで合意。また、知識産権局から、第3次専利法改正前の2006年9月を目途にセミナーを開催したいとの提案があり、開催する方向で調整開始。

- ① 特許審査官に対する技術説明会の開催
 - ・ 知識産権局との間で、「液晶プロジェクタ技術」、「液晶表示装置技術」について、2006年11月～12月に開催することで合意。
- ② 地方取締官向けセミナーの開催
 - ・ 工商総局、質量総局との間で、行政処分の執行を担当する地方の職員向けセミナーを今後も継続して開催することで合意。
 - ・ 海関総署に対し、(財)電子情報技術産業協会、財務省、経済産業省が6月の下旬に人材育成セミナーを開催することを確認。また、その後、3業種について、「真贋判定セミナー」を年内を

目途に開催すべく調整をしていくことで合意。

- ③ 類似商標による侵害事例を集めた事例集の提供及び意見交換会の開催
 - ・ 工商総局との間で、事例集に基づき引き続き意見交換を実施していくことで合意。
- ④ 知的財産侵害者リストの提供
 - ・ 海関総署から、継続的かつ最新の情報提供を要望。

(2) 要請

我が方より取締りの強化及び制度・運用上の改善を提案。中国側から、引き続き前向きに検討する旨の応答があった。

- ① 取締りの強化、再犯者対策の要請
 - ・ 重大事件の立件には、前例のない奨励制度も導入し、知的財産の取締効果を高めており、地方の公安に対してもあらゆる手段を用いて対処するよう求めているとの説明。
- ② 他人の商品のデザインを模倣する行為の禁止¹
 - ・ 次期不正競争防止法改正において、商品デザインの保護について、法改正を前向きに検討している旨の言及。
- ③ 権利侵害者に対して適用される罰金の高額化
 - ・ 不正競争防止法については、行政的な罰則を強化するとの回答。
- ④ 登録商標に類似する商標の不正使用等を刑事罰化
 - ・ 現在中国内の産業界・法曹界などから意見を聴取し、検討中との回答。
- ⑤ 中国専利法（特許・実用新案・意匠）における世界公知基準の採用²
 - ・ 専利法改正について、長期間検討しており、その際、様々な関係者からも意見を聴取しており、日本から建議した点も検討しているとの回答。
- ⑥ 違法アップロード対策における要件緩和
 - ・ 日本における著作権関係信頼性確認団体が ISP 等事業者との間で信頼関係に基づくガイドラインを策定し、インターネット上の違法性ファイルに対する削除体制を構築しているケースを紹介したところ、今後の検討課題としたいとの回答があり、詳細な情報提供が要請された。
- ⑦ 農業分野
 - ・ 植物新品種保護に関しては、保護対象植物の拡大について、現在、新たな保護対象植物リストの公表に向けた手続きが行われているとの

¹ 特に、中国専利法（特許・実用新案・意匠）で保護されない範囲についても保護の対象とすること

² 現行専利法（特許・実用新案・意匠）では、国内外の文献に公表または国内で公に使用（公然実施）されていれば新規性がないと判断されるが、中国国外での公然実施については新規性がないと判断する要因にならない。このため、中国以外の他の国で公然実施された発明等を、他人が中国で出願しても権利化されてしまう。また、その権利を無効にすることができない。

回答。

- ・ 農薬問題については、特許権を侵害した農薬について、臨時登録を更新しない、輸出証明書を発行しないなどの対応をとるとともに、臨時登録制度の廃止に向けた作業を急いでいる旨の回答。

⑧ 技術ライセンス規制上の障害の緩和・解消

- ・ 関係部署と真剣に検討し、進展があれば連絡するとの回答。

(3) これまでの要請に沿った法令改正・運用改善

① 判決の公開

2006年3月に全国の民事法廷における知的財産関連の判決結果がインターネット上で公開された。これまで判決の透明性を高めるために、官民合同ミッションで求めていたもの。

② 専利（特許・実用新案・意匠）を審査する基準の改正

2006年5月24日、専利の審査基準が改正され、インターネット上で公開された発明等を他人が無断で出願した場合でも権利化できず、または仮に権利として登録された場合であっても、その権利を無効にすることができることが新たに措置。7月1日から施行予定。

③ 水際における権利者負担の軽減

2006年5月30日、「総担保弁法（公告）」が公表され、7月1日から施行予定。あらかじめ税関に総担保として所定の金額を納めておけば、税関で権利侵害品等疑われる貨物が発見される度に担保金を提供する必要がなく、手続きを簡素化。

④ 情報ネットワーク伝達権保護条例の制定

2006年5月、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」及び「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」締結をめざし、作成された「情報ネットワーク伝達権保護条例」が公布され、7月に施行されることとなった。この条例では、日本の「プロバイダ責任制限法」と同様インターネット上の著作権侵害に対するISPの責任範囲も規定している。なお、WCT、WPPTの締結については、既に国務院より全国人民代表大会に提案しており早急に実現する見込みであるとの説明がなされた。

(4) 中国側の自主的取組（「知的財産権通報センター」の設置）

執行強化の一環として今後2年以内を目途に全国50ヶ所に「知的財産権通報センター」を設置予定。既に5月に青島市で第1号が開業、6月中には先行13地域で開業を目指す等の説明。

(5) その他

電機・電子業界の取り組みとして、(社)電子技術情報産業協会(JEITA)と中国電子商会(CECC)間の「日中電子電気・知財保護会議」(オブザーバー:経産省・国家質量検総局、知識産権局)の開催結果概要及び模倣品の共同実施調査計画について報告。

Ⅱ. 日程、場所

6月4日(日)～6月8日(木):北京

Ⅲ. 訪問先

商務部(全体総括)、国務院法制弁公室(法案審査)、国家知識産権局(専利法(特許・実用新案・意匠))、国家工商行政管理総局(商標法・不正競争防止法)、国家質量監督検験検疫総局(製品品質法)、国家版權局(著作権法)、農業部(農薬・種苗法(草本類))、国家林業局(種苗法(木本類))、海関総署(税関)、公安部(警察)、最高人民検察院(検察)、最高人民法院(裁判所)
計 12 機関

Ⅳ. メンバー

(企業参加者)

団 長	宗国 旨英	国際知的財産保護フォーラム 座長 (本田技研工業株式会社 特別顧問)
副団長	渡辺 修	国際知的財産保護フォーラム 副座長 (独立行政法人日本貿易振興機構 理事長)
副団長	古池 進	松下電器産業株式会社 代表取締役副社長
副団長	田中 信義	キヤノン株式会社 専務取締役
副団長	松尾 学	キリン・グリーンアンドフラワー株式会社 代表取締役社長
副団長	望月 信彦	農薬工業会 常任理事 (クミアイ化学工業株式会社 代表取締役社長)
	加藤 泰助	国際知的財産保護フォーラム 第1プロジェクト幹事 (日本知的財産協会 副理事長、株式会社東芝 知的財産部長)
	久保田 裕	コンテンツ海外流通促進機構 (社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事)

(政府参加者)

平工 奉文	経済産業省	製造産業局 次長
西川 泰蔵	経済産業省	大臣官房審議官(商務情報政策局担当)
野澤 隆寛	経済産業省	特許庁 総務部長

保住 正保 経済産業省 大臣官房参事官（模倣品対策・通商担当）
大森 通伸 財務省 関税局 業務課長
秋葉 正嗣 文部科学省 文化庁 国際課長
寺沢 計二 農林水産省 生産局 種苗課長
松本 盛雄 外務省 アジア大洋州局 日中経済室長

（事務局）

独立行政法人 日本貿易振興機構

（以 上）